

庄司克也様

令和6年(コ)第4487号 解体工事差止仮処分申立事件に関し、お送りいただいた答弁書の受領証(債権者4名のうちの3名分)をFaxにてお送りします(債権者のうち渡辺康幸の受領証は別途渡辺よりFaxで送るとのことです)。

なお、ご承知のように、本件申立の対象物であったコンクリート基礎は、本件申立後に工程が変更されたため、すでに解体され、申立の利益はなくなりましたので、本件申立を取り下げます。

ただし、本件コンクリート基礎が「工作物」として解体されたことが違法であることについては、環境省廃棄物規制課の同意も得られましたが、東京都も、「工作物」と判断した際の根拠(日本建設業連合会作成のガイドライン)を私との論争後に撤回したことに示されるように根拠を失っていますので、引き続き、追及していく所存です。

予め、ご承知おきください。

熊本一規